

もっと身近に！もっと便利に！島原市電子申請サービス開始

パソコンやスマートフォンなどから、インターネットを利用して手続きなどができる電子申請サービスを、10月1日から開始します。
※書面での手続きも、これまでどおり市役所で受け付けています



10月1日から手続き可能な電子申請

- ・水道使用開始、休止などの届け出
- ・妊娠届け出（母子手帳交付）時の問診票
- ・Happybirthday(広報しまばら)の申し込み
- ・しまばらん関係の申し込み
- ・コミュニティバスたしろ号の会員登録
- ・お試し住宅利用申し込み、アンケート など



←電子申請はコチラから

インターネットを利用できるパソコンかスマートフォンなどでアクセスしてください

<https://s-kantan.jp/city-shimabara-nagasaki-u/>

▶問い合わせ先 政策企画課

10月1日から「後期高齢者医療」保険証が新しくなります

▶新しい保険証を確認してください

後期高齢者医療保険証窓口負担割合の2割負担新設に伴い、負担割合変更の有無に関わらず、被保険者全員に9月下旬に郵送しています。新しい保険証は10月1日から使用できます。

なお、古い保険証は新しい保険証を受け取った後、10月1日以降に破棄してください。10月1日を過ぎても保険証が届かないときは、問い合わせてください。



▶一定以上の所得がある人の、病院受診時などの窓口負担割合が変わります

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割



令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある人	2割
一般所得者	1割

▶病院受診時の窓口負担が2割となる所得基準の考え方（令和3年中の収入および所得です）

自己負担割合	対象者	所得区分
2割	世帯に課税標準額が28万円以上の被保険者がいる人で、次の①または②に該当する人（窓口負担割合が3割の人は除く） ①被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上 ②世帯に被保険者が2人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計320万円以上	一般Ⅱ

※課税標準額とは、住民税申告における所得金額から所得控除を差し引いたものです

※その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです ▶問い合わせ先 保険健康課

インボイス制度説明会を開催します

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が始まります。

▶ **島原税務署では、次の説明会を開催します**

- ①インボイス制度全般について知りたい人を対象とした説明会（概要編）
- ②消費税のしくみから知りたい人を対象とした説明会（導入編）
- ③インボイス制度全般の説明および登録申請のサポートが必要な人を対象とした説明会

インボイス制度とは？



▶ **開催場所** 島原税務署 1階 第1会議室（島原市弁天町1丁目7403番地）

▶ **予 約** 島原税務署 法人課税部門担当（☎62-3818）

開催月	インボイス制度説明会【概要編】			インボイス制度説明会【導入編】			登録申請相談会		
	開催日時		定員	開催日時		定員	開催日時		定員
	月日	時間		月日	時間		月日	時間	
10月	10/18(火)	14:00~15:00	20	10/18(火)	10:00~11:30	20			
				10/19(水)	10:00~11:30	20	10/19(水)	14:00~15:00	20
11月	11/15(火)	14:00~15:00	20	11/15(火)	10:00~11:30	20			
				11/16(水)	10:00~11:30	20	11/16(水)	14:00~15:00	20

▶ **問い合わせ先** 島原税務署（☎62-3818）

合併処理浄化槽設置補助金について

令和4年度から、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促すため補助金額を上乗せしています。

▶ **補助金額（それぞれ上限額）**

浄化槽設置費		宅内配管工事費	単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費
5人槽	67万2000円		
6～7人槽	80万8000円		
8～50人槽	102万3000円		

※上記補助金額は単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換に限ります。新築の場合は補助金額が異なります。詳しくは道路課まで問い合わせてください

▶ **補助対象**

5～50人槽までの浄化槽で、浄化槽法の規定による構造基準に適合しており、令和4年度に補助金の交付決定通知を受けて、当該年度内に浄化槽の設置を完了する人。

なお、従前の生活排水処理の状況などにより補助の対象とならない場合もあります。

詳しくはコチラ↓



▶ **浄化槽の水質検査と法定検査**

保守点検の水質検査は、機器の正常な作動を確認する目的のため、水素イオン指数（pH）や透明度などの検査が行われます。法定検査は、浄化槽からの処理水が法律に定める基準の水質になっているかを通常の検査に加えBOD検査により確認します。 ▶ **問い合わせ先** 道路課